

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 建築材料等判断基準ワーキンググループ（第5回）-議事要旨

日時：平成28年3月18日（金曜日）10時00分～12時00分

場所：経済産業省本館9階西8共用会議室

出席者

田辺座長、井上委員、岩前委員、鈴木（規）委員、辰巳委員、村越委員、望月委員、内山オブザーバー、大川オブザーバー、川西オブザーバー、田村オブザーバー、松本オブザーバー

事務局

辻本省エネルギー対策課長、中村省エネルギー対策課長補佐

議題

- 本WGにおける検討について
- 硬質ウレタンフォーム断熱材の現状及び検討の方向性について
- 準建材トップランナー制度の対象となる硬質ウレタンフォーム断熱材（現場吹付け品）の選定について
- 硬質ウレタンフォーム断熱材（現場吹付け品）に関する準建材トップランナー制度について
- 表示事項等について
- 施工時（現場吹付け時）の品質管理について

議事要旨

議題(1)～(6)について、以下のとおり審議が行われた。今後、当該審議内容を踏まえて、最終的な取りまとめ文書案の作成を行い、再度審議を行うこととなった。

議題(1) 本WGにおける検討について

資料1について説明を行い、了承された。

議題(2) 硬質ウレタンフォーム断熱材の現状及び検討の方向性について

資料2について説明を行い、了承された。なお、主な意見は以下のとおり。

- 準建材トップランナーという新しい制度を導入したことは斬新であり、規制が難しいところに一步踏み込んだもの。是非進めてほしい。

議題(3) 準建材トップランナー制度の対象となる硬質ウレタンフォーム断熱材（現場吹付け品）の選定について

資料3及び4について説明を行い、いずれも了承された。なお、主な意見は以下のとおり。

- A種1やA種1Hといった区分について、分かりやすく表にして違いを示した方が理解しやすいのではないか。

議題(4) 硬質ウレタンフォーム断熱材（現場吹付け品）に関する準建材トップランナー制度について

資料5～資料7について説明を行い、いずれも了承された。なお、主な意見は以下のとおり。

- A種1のウレタンフォーム原液について、A種1Hに積極的に移行していくことが重要。

議題(5) 表示事項等について

資料8について説明を行い、了承された。

議題(6) 施工時（現場吹付け時）の品質管理について

資料9について説明を行い、了承された。なお、主な意見は以下のとおり。

- 硬質ウレタンフォーム断熱材の使用に際しては、吹き付け時の厚み等をいかに担保していくかが重要である。
- 原液の製造業者と吹付け施工業者との連携が重要。今後、主に木造用に使用されるA種3のウレタンフォーム原液について、施工時の品質管理の取組を先行して行うのであれば、その旨を資料に明記するべきではないか。

以上

関連リンク

[建築材料等判断基準ワーキンググループの開催状況](#)

お問合せ先

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー対策課
電話：03-3501-9726
FAX：03-3501-8396

最終更新日：2016年3月25日